

江別市成年後見支援センター受任調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江別市成年後見支援センター（以下「センター」という。）における受任調整会議（以下「受任会議」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 中核機関としてのセンター運営にあたり、受任会議は、成年後見制度利用及び成年後見人等の推薦と活動の適正な実施について、協議・検討することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 受任会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 後見事務に関すること
- (2) 親族を除く第三者後見人の受任の適否
- (3) 成年後見人等候補者の調整・選定に関すること
- (4) 成年後見人等への相談、助言に関すること
- (5) 支援困難事例の検討
- (6) その他会議に関し必要な事項

(組織)

第4条 受任会議は、委員若干名をもって構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちからセンター長が委嘱する。

- (1) 法律関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 行政機関職員
- (4) その他

3 受任会議に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選による。

4 委員長は会務を総理し、受任会議を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 受任会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 受任会議は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第7条 委員（行政機関職員除く）が会議に出席した場合は、1回につき江別市所管の委員会委員への謝金に準じた額を支給する。

(事務局)

第8条 受任会議の事務局は、センターに置く。

(秘密の保持)

第9条 委員は正当な理由なしに、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が受任調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(委員の委嘱に関する特例)

2 この要綱の施行の際、現に委嘱された委員については、この要綱の施行日以降においても、センター長が委嘱したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別紙 1

委員構成

区 分	職 種
(1) 法律関係者	・ 弁護士 ・ 司法書士
(2) 福祉関係者	・ 社会福祉士 ・ 障がい者相談員 ・ 介護支援専門員
(3) 行政機関職員	・ 介護保険課長 ・ 障がい福祉課長
(4) その他	